

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和8年度評価指標に対する評価結果について

1 交付金の概要

- (1) 平成 29 年「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう制度化された。
- (2) (1)を受けて、平成 30 年度からは自治体への財政的なインセンティブとして、自治体の取組を客観的な指標で評価し、達成状況(評価指標の総合得点)に応じて金額が決まる、保険者機能強化推進交付金が創設される。
- (3) 令和2年度には、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金が創設される。これにより、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けが強化される。

2 評価指標について

令和6年度において、保険者機能強化推進交付金等が保険者機能の強化に一層資するものとなるよう、大幅な見直しが行われ、保険者機能強化推進交付金の評価指標の目標 I (i) 体制・取組評価指標群(4)において、「年に1回以上、評価結果を庁内及び外部関係者が参画した場で説明・共有すること」が評価指標に追加されたことから、介護保険運営委員会で評価結果を報告している。

令和8年度評価指標については、令和7年度から大きな見直しはないが、第10期介護保険事業計画の策定に向けた取組や認知症施策推進計画の策定等が追加されている。